

令和6年能登半島地震で被災された方への市営住宅等の提供について

石狩市では、令和6年1月に発生した能登半島地震で被災された方々に市営住宅等の空き住戸の提供を行っております。

【入居対象者】

令和6年能登半島地震で被災された方

【提供戸数】

6戸

【使用期間】

原則6カ月以内(更新可)

【使用料】

無償

【敷金】

免除

【受付窓口】

建設水道部建築住宅課市営住宅担当
石狩市花川北6条1丁目30番地2(石狩市役所2階)

【申込方法】

電話またはメールによりご相談のうえ、申込みください。メールでお問合せいただく場合は、氏名、電話番号、お問合せ内容を記載してください。

直通電話:0133-72-3144

メー ル:kenchiku@city.ishikari.hokkaido.jp

※電話受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く8時45分から17時15分まで

【提出(必要)書類】

①申請書及び誓約書

②り災証明書

③身分証明

※①窓口に設置しています ②後日の提出が可能です ③ない場合でも申込みは可能です

【その他】

ガスコンロ、暖房器具、照明、カーテン等を設置予定ですが、光熱水費は自己負担です。

入居いただく住宅に駐車場の空きがある場合は、駐車場についても使用料無償により提供します。